

## 別表六の二（十） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第68条の10第2項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、

圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「機械設備等の概要」には、連結法人が平成30年旧措置法第68条の10第2項に規定する中小連結法人に該当すること及びその機械設備等がエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当することの詳細のほか、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものではない旨を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する附表」の所要欄を記載し添付することとしてください。